

「イオンモール佐野新都市」 関係機関との協議に対する回答

栃木県 交通政策課

指導事項等	回答事項
意見なし	—

栃木県 道路整備課

指導事項等	回答事項
道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、 新設、改築の観点から意見なし	—

栃木県 道路保全課

指導事項等	回答事項
意見なし	—

栃木県 警察本部交通規制課

指導事項等	回答事項
指導事項なし 今後、乗入口の位置に変更が生じた場合は、 関係各課と協議し、当課とも再協議願います。	今後、車両出入口の位置に変更が生じる場合は、 関係各課及び交通規制課と協議します。

栃木県 都市整備課

指導事項等	回答事項
意見なし	—

栃木県 経営支援課

指導事項等	回答事項
意見なし	—

「イオンモール佐野新都市」 関係機関との協議に対する回答

佐野市 市民生活課

指導事項等	回答事項
意見なし	-

佐野市 環境政策課

指導事項等	回答事項
生活環境に影響が出ないよう周辺住民に配慮をお願いします。	引き続き周辺の生活環境に影響を与えないよう配慮します。

佐野市 都市計画課

指導事項等	回答事項
支障ありません。 ただし、区画整理地内においても、建築物の建築等の用に供する目的で土地の区画形質の変更を行う場合は、都市計画法第 29 条に係る開発許可申請が必要になります。	建築物の建築等の用に供する目的で土地の区画形質の変更は行う場合は、協議します。

佐野市 交通政策課

指導事項等	回答事項
自動車の駐車のに供する部分の面積が 500 m ² 以上の路外駐車場の構造及び設備については、駐車場法第 11 条の規定に基づく技術的基準を遵守してください。	駐車場法第 11 条の規定に基づく技術的基準を遵守します。

佐野市 建築指導課

指導事項等	回答事項
意見なし	-

佐野市 道路河川課

指導事項等	回答事項
意見なし	-

佐野市 産業政策課

指導事項等	回答事項
意見なし	-